

恵庭市告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定にする歳入の徴収又は
収納の事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び恵庭市会計規則
（平成9年規則第11号）第36条第3項の規定により告示する。

令和8年4月1日

恵庭市長 原 田



委託した歳入の徴収又は収納事務

恵庭市市民活動センター使用料の徴収事務

歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者

恵庭市緑町2丁目1番1号

特定非営利活動法人 恵庭市市民活動センター運営協議会

理事長 川 原 淳 一

委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで